

人と同人ならんか。又山本基庸の微妙公夜話録に、御料理人長谷川徳左衛門、先年東海道通行被遊時分、關原御泊りの日、道の邊にはこべの見事成るあり。徳左衛門此はこべを取り、乗懸馬の鞍に挟み來り、關原には魚類も無之、燒干鱒にはこべをたゝき入れたる御汁を仕立て上げゝるに、度々御かはり被召上、徳右衛門を御前へ召し、殊之外能き汁に候、いかゞ仕り存付候哉と御意也。御先へ參り候時分、道端に見事成るはこべ御座候。關原は多分魚類有之間敷と、はこべを取り、乗懸に付け罷越候。案のごとく能き肴御座なきゆゑ、右の御汁仕るよし申上げゝるに、我が役を心懸くる事奇特也と被仰、御簞笥に有之金子、包ながら被下たり。内に金壹歩五拾八切有之、御汁一つにて過分の金子貰ひたりと、徳左衛門自讃を承りたり。とあり。

○手木町

此の地は、舊藩中は手木足輕の組地なり。此の人々をば世人御手こと呼べり。故に町名をも御手木町とも稱す。元祿六年の土帳にも、本多圖書邸地安房守下屋敷御手木町方とあり。按ずるに、延寶の金澤圖を見るに、此の地邊悉

く皆三十人組及び小頭の組地なるよし記載す。されば延寶の後三十人組の組地を移轉し、其の跡地をば手木足輕の組地と成したるものなりと聞ゆ。三十人組は、藩侯の御手廻りと稱する小者にて、手木足輕とは異也。

○手木足輕來歴

手木足輕は、舊藩中露地奉行の支配にて、城内等の御露地方の諸事を専務とし、藩侯江戸參觀の時は荷物の宰領を勤めけり。或は云ふ。むかし宰領足輕と稱する輕卒あり。是即ち今云ふ。手木足輕の事ならんかと。按ずるに、岩原惠規の筆記に、三壺記の撰者山田四郎右衛門は宰領足輕也。最前は此名目の足輕有之。とも見えて、宰領足輕と手木足輕とは、元より別組なりしかど、宰領足輕を止められし時、其の勤向をば手木足輕へ兼勤せしめられたるならん。又手木足輕は、戰場にては長卷とて太刀を持ち力戦する身分なり。故に召抱えの時力量の検査ありて、殊に大男を撰擧せり。若し力量もなく、小男なる者は、親跡なり共、割場足輕の平の分に加へらるゝ例なりといへり。按ずるに、手木足輕の力量の者にして、其の名の記録に見えたるもの往々

あり。葛巻昌興自記に、延寶八年七月十七日手木足輕之内森田六兵衛、吉原へ罷越し、足輕小林次右衛門を切殺す。依之殺害命ぜらる。六兵衛は手木足輕三十餘人の内にて、無双の剛力也。凡そ五十貫目許の石持之、又八十貫目許荷之由也。と見え、又可觀小説に、正徳四年御家の力者手木足輕金田市五郎、大右衛門兄弟二人、江戸深川八幡社へ參詣するに、社前に大石あり。此の石往々力者の試にする石にて、其人々の姓名年月等彫り置きたり。市五郎は大右衛門よりは常に力増りて、拾貫目づゝは重きを擧げぬ。それゆゑ若し大右衛門擧げ得ざるに於ては、市五郎擧ぐべしというて、右の石を擧げゝるに、安く擧げぬ。ゆゑに市五郎は不試となり。右石の重さ八拾貫目と彫り付あり。則ち石工をして加賀宰相家來金田大右衛門擧之と、年月をも記載せしとなん。手木足輕にはさもありぬべき事なりといへり。おもふに、かゝる力量の人尙多かるべし。輓近の手木足輕中にも、拔群の人々ありて、力量を試みたる話共あれども、爰に略す。抑、手木足輕は、舊藩中は藩侯の御露地掛りなるにより、泉水築山を造り、庭地の庭造りを勤めとす。

故に藩士の居邸なる庭造りも、手木足輕を雇うて造らしめたり。按ずるに、庭造りの事は、三壺記に、寛永十一年利常卿劔左衛門といふ山作りを京都より召寄せられ、玉泉院丸に築山泉水等を作らせ給ふ。人足は御相撲の者五十人と、百人者といふ御鐵炮の者共なり。此の百人者といふは、去る寛永七年に、御本丸の御露地に數寄屋を被仰付時、御鐵炮者の内器量能き若者共百人すぐり出し、諸事の足輕役御赦免にて、側源太郎を頭に成され、利常卿の御前にて殊に御直に召仕はれけるゆゑに、今度も此の百人者と御相撲取五十人、輕々敷出立にて、利常卿の御意に隨ひて働きければ、頓て御露地出來す云々と。舊説に、手木足輕はもと相撲組なり。故に大男の力ある者を撰擧する例にて、後々までも相撲者の風俗残り、世人も力者と呼べりと。平次おもふに、後の手木足輕は、利常卿寛永年中に玉泉院丸の露地を造らしめられし相撲者の末にて、彼の時より露地庭造りを勤向となし、相撲の事は後に停止せられしと聞ゆ。又此の組足輕をば手木と呼べる事は、拾葉名言記に、萬治元年利常卿江戸府城の天守臺をば、幕府の命により築き立て